

広島県告示第六百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 三滝本町二丁目一地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
広島市西区	三滝本町二丁目	一四五番一	標柱一号、二号及び三号
		一五四番一	標柱四号及び七号
		一五四番七	標柱五号
		一五三番四	標柱六号